

松伏町自主防犯活動団体登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自主防犯活動団体の登録を行うことにより、自主防犯活動団体の防犯活動に対し協力支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 自主防犯活動団体とは、自主的に町内で防犯活動を行う団体で、構成員5人以上で1月に1回以上の防犯パトロールを行う団体をいう。

(登録)

第3条 町の協力支援の対象となる自主防犯活動団体は、自主防犯活動団体のうち、松伏町自主防犯活動団体登録届(様式第1号)を町長に提出した団体(以下「登録団体」という。)とする。

2 前項の登録内容に変更が生じた場合は、松伏町自主防犯活動団体登録変更届(様式第2号)を速やかに提出するものとする。

3 登録団体が解散又は登録抹消を希望する場合は、松伏町自主防犯活動団体登録廃止届(様式第3号)を速やかに提出するものとする。

(町の協力支援)

第4条 町は、登録団体の活動を支援するため、防犯情報の提供、パトロール活動資材の貸与、研修会等を行うものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年2月1日から施行する。